

★ 浜見平地区地区計画の概要 (B-3 地区)

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅 4 集会所 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 7 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	150%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%
	建築物の敷地面積の最低限度	145m ² (公益上必要な建築物の敷地として使用するものを除く)
	壁面の位置の制限 (例外あり)	・道路境界から1m後退 ・敷地境界から1m後退 (水路境界のうち、松尾川第一雨水幹線の区間及び、松尾川第二雨水幹線の区間にあっては、2m)
	建築物等の高さの最高限度	10m以下
	建築物等の形態又は意匠の制限	本地区を一つのまちとして捉え、トータルでデザインすることで、秩序ある美しいまちを創造し、美しく心地よい空間を創出するため以下の制限を設ける。 1 建築物等の形態は、周辺環境と調和する適切な建物規模となるよう配慮する。 2 建築物等の色彩は、刺激的な色を避け、地区の豊かな緑、周辺環境との調和に配慮する。 3 建築物等の屋根、外壁等の素材は地域の気候、風土を考慮し、地域性を醸し出す素材の選定に配慮する。 4 住区基幹道路沿いの建築物等は、地域価値を感じさせる表情を創造し、まち並みの豊かさ、魅力ある沿道景観を創出する。 5 地区周辺部の建築物等は、周辺の住宅市街地との環境の調和に配慮し、繋がりある景観を創出する。 6 周囲からの景観及び眺望に配慮する。 7 建築物等は地域のシンボルとなる居心地の良い景観を創出する。 8 A-1・A-2・A-3地区各施設を相互に連絡する歩行者空間を確保するとともに、A地区のイメージの一体化を図る。
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の設置は、管理上必要最低限の範囲とし、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるもので美観を損ねるおそれがないものとする。

※茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例では、垣又は柵の構造は審査対象外